

【文教関係】

1 教育施策の推進について

- (1) 教育振興基本計画の推進、学習指導要領の円滑な実施及び少人数指導や特別支援教育の充実などの課題に対応するとともに、地方が全力で取り組んでいる地方創生において、日本の将来を支える人材が健やかに育まれるよう、単なる財政的観点から合理化を行うのではなく、中長期的な教職員定数改善計画を早期に策定の上、教職員定数の改善を着実に実施すること。実施に当たっては、地域の実情に応じた柔軟な学級編制と教職員配置が可能となるよう、所要の措置を講じること。

特に、現在の教育現場は、いじめ・不登校、特別な支援が必要な子どもや外国人児童生徒への対応、アクティブ・ラーニング等の新たな教育の推進、教育格差など様々な課題が複雑化かつ困難化している状況にあることから、こうした課題に対し、きめ細かな対応により組織的に取り組むことができるよう、教職員の加配定数を拡充するとともに、必要な財源を確保すること。

- (2) 高等学校等就学支援金制度については、低所得者に対する加算支給額、単位制高校進学者に対する支給制限、支給月数の制限等の問題を解決するため、制度の更なる拡充を図ること。

高等学校等修学支援事業については、事務費も含め安定した財源の確保を図り全額国庫負担により実施すること。特に低所得者層に対する奨学のための給付金制度については、第1子と第2子以降の支給額の差を解消するため、更なる見直しを行うこと。

上記の2つの制度の運用に当たっては、生徒・保護者の利便性と関係機関の事務手続き簡素化の観点から、所得制限の基準や受給資格審査、支給方法などについて適宜見直しを行うこと。

なお、マイナンバー制度を利用した就学支援金事務処理システムの導入に当たっては、マイナンバー情報の入力を全国一律に都道府県が処理する仕組みとせず、都道府県の実情に応じて各学校においても処理できる仕組みを構築すること。

また、高校生等の就学機会の確保のため、都道府県による授業料減免事業への財政支援の拡充を行うこと。

さらに、義務教育段階にある私立中学校の生徒に対しても、公私間格差解消の観点から、私立高等学校と同様に、国において就学支援金を支給するよう制度化すること。

- (3) 多子世帯やひとり親世帯等に対する所得制限の緩和など、段階的な幼児教育の無償化の実現に向けた保育料軽減措置の拡充を図るとともに、国の責任において必要な財源を確保すること。

- (4) 私立を含めた学校施設、社会教育施設及び社会体育施設における耐震化（非構

造部材を含む。)及び老朽化対策を進めるため、補助要件を満たす事業については、事業が実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、補助対象の拡充や補助率・補助単価の引上げ及び地方負担の軽減を図るための地方財政措置の充実など、十分な財源措置を行うこと。併せて、長寿命化計画に基づく点検・調査や改修についても地方債制度の拡充など地方財政措置の充実を図ること。

特に、公立学校施設について、長寿命化計画に基づく点検・調査や改修に係る地方債制度の拡充など地方財政措置の充実を図るとともに、私立学校施設についても、支援水準を公立並とし、平成28年度までとなっている耐震改築事業費補助制度を延長すること。

また、耐震化以外の環境改善のための施設の改修についても、地方公共団体の作成した施設整備計画に基づく事業が着実に実施できるよう、必要な予算を確保するとともに、実情に見合う予算単価の引上げなど、十分な財源措置を行うこと。

さらに、地域における文化芸術の拠点となっている文化会館等の文化施設についても、耐震化、バリアフリー化への対応などの長寿命化や機能向上につながる施設の改修など、その整備・充実に必要な財政支援を行うこと。

- (5) 政令指定都市以外の市町村における教職員の人事権と給与負担の在り方については、広域での人事交流の調整の仕組みにも配慮しつつ、地域の実情に応じて決定できるよう検討すること。
- (6) 開催都道府県の意見を十分反映した国民体育大会の改革を推進すること。また、国民体育大会及び全国障害者スポーツ大会の開催経費及び選手派遣のための経費について応分の負担を行うこと。
- (7) 大学は、地域における「知の拠点」として、地域の将来を支える産業や人材の育成に多大な貢献を果たしていることを踏まえ、以下の点に配慮した施策を行うこと。
 - ・多様な分野で地域に貢献している大学が、地域の中核的な高等教育機関として、安定的な運営を確保できるよう、公立大学における地方交付税措置の拡充を含めた財政支援の充実を図ること。
 - ・自らの魅力向上や、地域課題の解決に積極的に取り組む大学を評価し、施設整備・研究投資を拡大するとともに、大学の地方移転に係る経費の補助及びその後の運営費交付金・補助金の増額などの予算措置を講じること。また、学生が生まれ育った地域の将来を担えるよう、地方大学に入学又は地元企業に就職した学生に対して、授業料減免など一定のインセンティブを与える制度の検討や、地域内における進学者や就職者の多い地方大学に対する運営費交付金・補助金の増額などの優遇措置、さらに、地域内進学や就職を促す地方大学や地方自治体の取組への支援制度を検討すること。
 - ・平成27年度に創設された大学生等の地方定着の促進に向けた奨学金返還支援制度の活用を図るため、「地域の中核企業等を担うリーダー的人材の確保」に限定している基金造成に係る要件等を見直し、地方が必要とする幅広い人材を対象とするとともに、対象者数を拡充すること。併せて、地方公共団体への財政支援措置を充実すること。また、大学・専門学校等の高等教育に係る教育費

の負担軽減のため、国が実施する大学等奨学金事業について、給付型奨学金や無利子奨学金の拡大など、制度の充実・強化を図ること。

- ・実践的な職業教育を行う新たな高等教育機関については、地域的にバランスの取れた設立や既存の職業能力開発施設との関係性など、地方との連携に十分留意し、地方の国公立大学が単に新たな高等教育機関に転換されないことがないよう、大学の機能充実に十分配慮のうえ、制度化を検討すること。

- (8) いじめ防止対策推進法に基づき、いじめ問題対策連絡協議会等の組織の運営、いじめ防止対策の調査研究等、地方公共団体がいじめ防止等の対策を総合的に推進するため、補助率の引き上げを含め、必要な財源を国の責任において確保すること。

2 地域における科学技術の振興について

地域における科学技術の振興は、新技術や新産業の創出による活力ある地域づくり、さらには我が国全体の科学技術の高度化・多様化に結びつくものであることから、その重要性を国家戦略の中で明確に位置づけ、広域的な産学官連携を推進するためのサポート体制の強化や、地域の産学官連携に不可欠なコーディネータを長期安定的に確保するための制度の創設など、地域における科学技術の振興に向けた支援策を積極的に推進すること。

3 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントについて

- (1) 東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめ、ラグビーワールドカップ2019、関西ワールドマスターズゲームズ2021など、わが国で開催が予定されている国際的なスポーツイベントについては、観光振興、日本文化の発信、地域活性化に貢献するとともに、大きな経済波及効果が期待される。日本再興の起爆剤としてオールジャパンで盛り上げていくため、国内外における気運醸成に取り組むとともに、大会開催による経済振興、国際交流、スポーツ・文化振興、障害者の社会参加の促進といった様々な効果が、東日本大震災の被災地域はもとより、日本全体にいきわたるよう配慮すること。
- (2) 日本全体で国際的なスポーツイベントを成功に導くため、地方において、国際大会で活躍できる選手の発掘や育成、国際的なスポーツ合宿の受け入れ、東京2020オリンピック・パラリンピック競技大会をはじめとする国際的スポーツイベントの競技会場の整備等、創意工夫ある取組を継続的に実施できるよう、ソフト・ハード両面における適切な財政支援を行うこと。
- (3) 東京2020パラリンピック競技大会を契機として障害者スポーツの裾野拡大を図る観点から、競技団体への助成やスポーツ施設のバリアフリー化などに必要な財政支援を行うとともに、パラリンピック競技や障害者スポーツに関する積極的な

広報を推進すること。

- (4) 2020年に向け、日本遺産をはじめ全国各地の地域固有の文化等が活発に発信されるよう、様々な文化プログラムの取組への支援を行うとともに、多言語化対応などの環境整備や人材育成、情報発信を支援すること。
- (5) 海外選手等の国内での長期キャンプを可能にするため、国内在留資格を緩和するなどの対策を実施すること。